（自動車点検基準の一部改正）

第二条　自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定期点検基準） **第二条**　法第四十八条第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一・二　（略） 三　法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）　別表第五 四　法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）　別表第五の二 五　（略） 六　（略） （点検整備記録簿の記載事項等） **第四条**　法第四十九条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　点検又は特定整備時の総走行距離 三　（略） ２　点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から、第二条第一号から第四号までに掲げる自動車にあつては一年間、同条第五号及び第六号に掲げる自動車にあつては二年間とする。 （点検等の勧告に係る基準） **第五条**　（略） ２　法第五十四条第四項の国土交通省令で定める点検（法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一・二　（略） 三　法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車を除く。）　別表第五に定める十二月ごとに行う点検 四　法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車に限る。）　別表第五の二に定める十二月ごとに行う点検 五　（略） 六　（略） （自動車の点検及び整備に関する情報） **第七条**　法第五十七条の二第一項の規定による自動車の型式に固有の技術上の情報の提供は、次に定めるところにより行うものとする。 一　当該自動車の販売を開始した日から六月以内に行うこと。 二　自動車特定整備事業者又は使用者が容易に入手できる方法により行うこと。ただし、少数生産車であること等により当該提供を受ける者が限定される場合又は次項（第二号に係る部分に限る。）の規定により情報を提供する場合にあつては、この限りでない。 三　自動車特定整備事業者又は使用者が第三項第三号に規定する作業機械（自動車製作者等が自ら製作、販売、授与又は貸与するものに限る。）の情報を用いて点検及び整備をすることができるよう、当該作業機械を提供すること。 四　提供した情報を変更したときは、これを周知させるための措置を講ずること。	（定期点検基準） **第二条**　法第四十八条第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一・二　（略） 三　法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車　別表第五 （新設） 四　（略） 五　（略） （点検整備記録簿の記載事項等） **第四条**　法第四十九条第一項第五号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。 一　（略） 二　点検又は分解整備時の総走行距離 三　（略） ２　点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から、第二条第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては一年間、同条第四号及び第五号に掲げる自動車にあつては二年間とする。 （点検等の勧告に係る基準） **第五条**　（略） ２　法第五十四条第四項の国土交通省令で定める点検（法第七十一条の二第二項において準用する場合を含む。）は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 一・二　（略） 三　法第四十八条第一項二号に掲げる自動車　別表第五に定める十二月ごとに行う点検 （新設） 四　（略） 五　（略） （自動車の点検及び整備に関する情報） **第七条**　法第五十七条の二の国土交通省令で定める技術上の情報は、点検（法第四十七条の二及び第四十八条の規定によるものを除く。）の箇所、時期及び実施の方法並びに当該点検の結果必要となる整備の実施の方法とする。